

厚木市条例で寄付金控除の対象となる団体への寄附金

- (1) 神奈川県条例指定を受けた個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金

- (2) 神奈川県内に活動拠点のある次の団体への寄附金
 - ア. 特定公益法人
 - イ. 学校法人
 - ウ. 社会福祉法人
 - エ. 認定 NPO 法人
 - オ. 公益信託